

公益通報等に関する規程

(令和4年6月1日施行)

学校法人 河 崎 学 園

学校法人河崎学園 公益通報等に関する規程

平成 22 年 3 月 23 日
法人規程第 4 号

（目的）

第 1 条 この規程は、河崎学園（以下「法人」という。）の業務に関し、法令、法人寄付行為若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）に対する法人の役員及び教職員、法人の指揮命令下にある派遣労働者及び法人と第三者との間の契約に基づいて法人においてその業務を遂行する労働者（以下「教職員等」という。）からの通報及び相談（以下「公益通報等」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって法人の健全な発展に資することを目的とする。

（総括者）

第 2 条 法人における公益通報等の管理に関しては、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「大学」という。）学長が総括する。

（公益通報対応従事者）

第 3 条 公益通報に応じ、適切に対応するために内部監査室の室長及び室員を公益通報対応従事者として指定する。

（窓口）

第 4 条 法人は、公益通報等に応じるための窓口を内部監査室に置く。
2 役員及び教職員等（退職後 1 年以内に通報した教職員等を含む）は、内部監査室を通じて、公益通報等を行うことができる。

（公益通報等の方法）

第 5 条 公益通報等は、電子メール、電話、手紙又は面談の方法によって行うことができる。
2 役員及び教職員等は、公益通報等を行う場合において、当該役員及び教職員等本人を特定する情報を秘匿することができる。

（禁止事項）

第 6 条 役員及び教職員等は、不正の利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

（相談への対応）

第 7 条 公益通報対応従事者は、役員及び教職員等から法令違反行為に関する相談を受けた場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（調査の開始）

第 8 条 公益通報対応従事者は、役員及び教職員等から法令違反行為に関する通報を受けた場合は、遅滞なく、その調査を開始しなければならない。但し、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 総括者は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該役員及び教職員に対し、その旨を通知しなければならない。但し、当該役員及び教職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

（調査の実施）

第 9 条 公益通報対応従事者は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 公益通報対応従事者は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 総括者は、事実関係の調査にあたって調査委員会を設置することができる。

5 調査の実施にあたって専門性を要すると判断した場合には、外部の専門家に意見を求めることができる。

6 通報された事案の内、公的研究費に関することは別に定める。

（遵守事項）

第 10 条 総括者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 役員及び教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報等を行った役員及び教職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと。
- 2 総括者、公益通報対応従事者及び調査委員会の構成員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

- 第11条 総括者は、公益通報等を受けたときは、その旨及びその内容(ただし、公益通報等を行った役員及び教職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。)を理事長に報告しなければならない。
- 2 総括者は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 4 総括者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った役員及び教職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。但し、当該役員及び教職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第12条 法人は、役員及び教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該役員及び教職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。但し、役員及び教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

(軽減措置)

- 第13条 法令違反行為に関与していた役員及び教職員等が、内部監査室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該役

員及び教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(その他)

第 14 条 この規程に定めのない事項については、公益通報者保護法及び関係法令等によるものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日法人規程第 13 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 28 日法人規程第 2 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 23 日法人規程第 5 号）

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。